

一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自安第155号 国自旅第225号 国自整第218号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 <u>一部改正 平成29年 6月 9日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 監査対象事業者 ①～⑫ (略) ⑬ <u>過去に重大な事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われる</u></p>	<p style="text-align: right;">国自安第155号 国自旅第225号 国自整第218号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 監査対象事業者 ①～⑫ (略) ⑬ <u>長期間、監査(街頭監査を除く。)を実施していない事業者(適正化事業実施機関に</u></p>

こと等により、継続的な監視が必要な事業者

⑭～⑰ (略)

4. 監査対象事業者の把握

(1) 運輸支局、運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）は、当該管内の次に掲げる事業者について、適切に把握するものとする。

① 監査端緒に関する情報に基づいて、優先的に監査を実施すべき事業者

② 3. ⑬の事業者

(2)、(3) (略)

5. 監査の実施方法等

(1)～(9) (略)

(10) 3. ⑬の事業者については、原則、年度毎に1回以上の監査を実施するものとする。

6. ～8. (略)

附 則 (略)

附 則(平成29年6月9日 国自安第46号、国自旅第52号、国自整第61号)

この通達は、平成29年6月16日から施行する。

よる巡回指導があった事業者及び公益社団法人日本バス協会が行う貸切バス事業者安全性評価認定制度により認定されている事業者を除くことができる。)

⑭～⑰ (略)

4. 監査対象事業者の把握

(1) 運輸支局、運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）は、当該管内の事業者に関する係る監査端緒に関する情報に基づいて、優先的に監査を実施すべき事業者及び法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者を適切に把握

しておくものとする。

(2)、(3) (略)

5. 監査の実施方法等

(1)～(9) (略)

(新設)

6. ～8. (略)

附 則 (略)

(新設)